

○防衛省告示第二百五十五号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（令和三年防衛省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年十月十七日

防衛大臣 浜田 靖一

第一号、第十号、第十二号、第十三号、第十五号、第二十一号及び第四十一号の表備考中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

第二号から第五号まで、第八号、第九号、第十一号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号、第二十二号、第二十八号及び第四十二号から第五十五号までの表備考中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一

号を加える。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

第七号の表備考中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

第十八号の表備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。